

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年10月15日(水) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第44号 墨田区文化財保護条例施行規則の一部改正について

第2 議案第45号 学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料2)

議案第44号

墨田区文化財保護条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年10月15日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

オンライン会議の普及等により、区の方針において、非常時及び緊急時に限らず平常時においてもオンラインによる会議の開催を可能とすることとされたことに伴い、文化財保護審議会の会議について、所要の改正をする必要がある。

墨田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区文化財保護条例施行規則（昭和57年墨田区教育委員会規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（書面による審議）</p> <p>第16条 墨田区文化財保護審議会の会長（以下「会長」という。）は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、<u>委員の過半数の同意を得て</u>、書面による審議（以下「書面審議」という。）により会議を<u>開催</u>することができる。</p> <p>2 書面審議における前条の規定の適用については、議案に対する賛否を記した書面を提出した者を会議に出席したものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（審議会への委員等以外の者の出席等）</p> <p>第17条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p>	<p>（書面及びオンラインによる審議）</p> <p>第16条 墨田区文化財保護審議会の会長（以下「会長」という。）は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、<u>書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）</u>による審議（以下「書面審議」という。）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議（以下「オンライン審議」という。）により会議を<u>開催し、又は当該審議の方法により一部の委員を会議に参加させる</u>ことができる。</p> <p>2 書面審議及び<u>オンライン審議</u>における前条の規定の適用については、<u>書面審議にあつては</u>議案に対する賛否を記した書面を提出した者を、<u>オンライン審議にあつては当該方法により参加した者を、それぞれ</u>会議に出席したものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第17条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席<u>若しくは前条第1項のオンライン審議の方法による参加を求め</u>、その意見を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p>

付 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

議案第45号

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年10月15日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

本年4月施行の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、子育て部分休暇の新設が行われたこと等に伴い、出勤簿及び出勤記録における表示に子育て部分休暇に係る表示を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
 区立小学校
 区立中学校
 区立幼稚園
 事業所

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第10号）の一部を次の表のように改正する。

令和7年10月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前																											
別表第1		別表第1																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>25 <u>子の看護等</u>のための休暇</td> <td>子休</td> </tr> <tr> <td>26～50 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td><u>5.1 子育て部分休暇</u></td> <td>子部</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	1～24 〔略〕	〔略〕	25 <u>子の看護等</u> のための休暇	子休	26～50 〔略〕	〔略〕	<u>5.1 子育て部分休暇</u>	子部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>25 <u>子の看護</u>のための休暇</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td>26～50 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	1～24 〔略〕	〔略〕	25 <u>子の看護</u> のための休暇	〔同左〕	26～50 〔略〕	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕								
事由	表示																												
1～24 〔略〕	〔略〕																												
25 <u>子の看護等</u> のための休暇	子休																												
26～50 〔略〕	〔略〕																												
<u>5.1 子育て部分休暇</u>	子部																												
事由	表示																												
1～24 〔略〕	〔略〕																												
25 <u>子の看護</u> のための休暇	〔同左〕																												
26～50 〔略〕	〔略〕																												
〔新設〕	〔新設〕																												
別表第2		別表第2																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>26 <u>子の看護等</u>のための休暇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 1日単位</td> <td>子休</td> </tr> <tr> <td>イ 半日単位</td> <td>子時</td> </tr> <tr> <td>27～51 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td><u>5.2 子育て部分休暇</u></td> <td>子部</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	1～25 〔略〕	〔略〕	26 <u>子の看護等</u> のための休暇		ア 1日単位	子休	イ 半日単位	子時	27～51 〔略〕	〔略〕	<u>5.2 子育て部分休暇</u>	子部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>26 <u>子の看護</u>のための休暇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td>イ 〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td>27～51 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	1～25 〔略〕	〔略〕	26 <u>子の看護</u> のための休暇		ア 〔同左〕	〔同左〕	イ 〔同左〕	〔同左〕	27～51 〔略〕	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕
事由	表示																												
1～25 〔略〕	〔略〕																												
26 <u>子の看護等</u> のための休暇																													
ア 1日単位	子休																												
イ 半日単位	子時																												
27～51 〔略〕	〔略〕																												
<u>5.2 子育て部分休暇</u>	子部																												
事由	表示																												
1～25 〔略〕	〔略〕																												
26 <u>子の看護</u> のための休暇																													
ア 〔同左〕	〔同左〕																												
イ 〔同左〕	〔同左〕																												
27～51 〔略〕	〔略〕																												
〔新設〕	〔新設〕																												

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行 計画	■校内スモールステップルームの運用					■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング
	■校内別室学級の運用													
	■巡回教員の活用													
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施							■連絡会の実施					■連絡会の実施
	■教育支援センター等との連携													
	■現状の把握・分析													
進捗														
実績	<p>9月実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ■校内スモールステップルームの運用 校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） 在籍人数合計 30名（内訳：1年生 11名、2年生 10名、3年生 9名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9校） <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨等を学校へ周知 ・担当教員と担当校の打合せ日程調整 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターとの連絡会 9月22日 ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 <p>進捗：○</p>													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進及び第4次計画の策定								主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行 計画	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進												
	<ul style="list-style-type: none"> ■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出 ■学習ふりかえり期間 ■すみだスクールサポートティーチャーの派遣 			<ul style="list-style-type: none"> ■指導のポイント集作成 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会報告・検討(墨田区学習状況調査結果) 	<ul style="list-style-type: none"> ■議会報告(墨田区学習状況調査結果) ■学力向上ヒアリング ■指導のポイント集配信 ■学習ふりかえり期間 	<ul style="list-style-type: none"> ■学習状況調査結果公表 ■学力向上推進会議 ■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発出 ■学習意欲に関する共同研究事業 				<ul style="list-style-type: none"> ■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発出 ■学力向上マネジメント推進校学習状況調査 ■学習ふりかえり期間 		
	「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定												
	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定検討会(第1回) 		<ul style="list-style-type: none"> ■計画推進事業調査 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定検討会(第2回) 		<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定検討会(第3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会報告・検討(素案) 		<ul style="list-style-type: none"> ■議会報告(素案) 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会報告・検討(最終案) 		<ul style="list-style-type: none"> ■議会報告(最終案) 	
進捗													
実績	<p>9月実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・9月議会報告 ・学力向上ヒアリング実施 ・指導のポイント集発出 ・学習ふりかえり期間開始 ■「墨田区学力向上新3か年計画(第4次)」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定作業 ・第3回学力向上新3か年計画(第4次)策定検討会の開催 <p>進捗：○</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他()

令和7年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	3	事業名	学校施設の改築・改修等								主管課	庶務課			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
執行 計画				二葉小学校屋内運動場棟新築工事及び工事監理 (令和8年7月まで)										→	
				既存校舎改修											
				八広小学校改築事業に伴うコンストラクションマネジメント業務委託 (令和8年6月まで)										→	
					八広小学校改築事業に伴う設計委託 (令和8年6月まで)										→
	保護者説明 近隣説明					基本設計完了								→	
				契約締結▲	八広小学校改築事業に伴う既存プール棟外解体工事 (令和8年6月まで)										→
			近隣説明会		解体工事着手								→		
				学校改築基本計画策定										→	
			調査委託起工					議会報告	パブコメ				計画公表		
進捗															
実績	<p>7～9月実績</p> <p>【二葉小学校】</p> <p>7～9月：屋内運動場棟の新築工事 既存校舎の改修工事</p> <p>【八広小学校】</p> <p>7～9月：基本設計 8月：解体工事説明会 9月：解体工事着手</p> <p>【学校改築基本計画】</p> <p>9月：次期改築校を子ども文教委員会に報告</p> <p>進捗：○</p>														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間	感染症種別
緑小学校	2年3組	令和7年9月30日(火)から 10月1日(水)まで	インフルエンザ
東吾孺小学校	1年2組	令和7年10月1日(水)から 10月2日(木)まで	インフルエンザ
立花吾孺の森小学校	6年1組	令和7年10月2日(木)から 10月3日(金)まで	インフルエンザ
本所中学校	1年1組	令和7年10月7日(火)から 10月9日(木)まで	インフルエンザ
本所中学校	2年2組	令和7年10月7日(火)から 10月9日(木)まで	インフルエンザ
本所中学校	2年3組	令和7年10月7日(火)から 10月9日(木)まで	インフルエンザ
押上小学校	1年1組	令和7年10月10日(金)から 10月12日(日)まで	インフルエンザ

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談のうえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。